

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第3 利用者設備識別番号に関する事項

般 暫 混

第3 [同左]

般 暫 混

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号 G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D Eは市町村の区域を勘案して別表に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。)	[第1 略] <u>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</u> [固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定期間を超過する)との相互間で番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号鑑定その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。]

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号 G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D Eは市町村の区域を勘案して別表に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。)	[第1 同左] <u>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</u> 1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定期間を超過する)との相互間で番号ポータビリティが可能とし、そのために必要な措置を講ずること。 2 1の規定によるものほか、利用者(電気通信事業者である者を除く。)が、FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第1条第2項第7号に規定するFTTHアクセスサービスをいい、FTTHアクセスサービスと一体的にIP電話(同項第4号に規定するIP電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。)を提供するものに限る。以下この2において同じ。)の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合(当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。)においては、現に当該利用者が

提供を受けているIP電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間が必要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。

(1)

固定電話番号使用事業者であって、FTTHアーキテクチャサービスを提供する者（変更前の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受ける者に限る。）

(2)

固定電話番号使用事業者であって、FTTHアーキテクチャサービスを提供する者（変更前の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受ける者に限る。）

第3

自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。

〔1～4 略〕

5 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいざれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（E NUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。

(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。

〔6・7 略〕

〔第4 略〕

ワイヤレス固定電話及び当第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。

第2 ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を

ワイヤレス固定電話及び当第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。

第2 ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を

<p>該役務に係る利用者の端末設備等</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ○ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p>	<p>受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ○ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（E-NUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。</p>
<p>付加的役務電話番号</p> <p>GHJ 又は回ABODEFGHJK</p> <p>(ただし、英字は十進数字（別表第2に定める電気通信番号の構成に限る。）とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)</p>	<p>〔略〕</p> <p>第1 番号ボータビリティについては、次のとおりとする。</p> <p>付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。）の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から御電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる御電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ボータビリティが可能であること。</p> <p>第2 自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[1 略]</p> <p>2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ○ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p>
<p>付加的役務電話番号</p> <p>GHJ 又は回ABODEFGHJK</p> <p>(ただし、英字は十進数字（別表第2に定める電気通信番号の構成に限る。）とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)</p>	<p>〔同左〕</p> <p>自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。 ○ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p>
<p>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続</p>	<p>〔新設〕</p> <p>自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。 ○ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p>

データ 伝送携 帯電話 番号	回200DEF G H J K L M N (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F G H I は総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。)	〔略〕	する方法（第1に規定する付加的役務電話番号を 使用する者にあっては、E N U M方式に限る。） により、網間信号接続を行うこと。 〔2〕 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行う こと。
データ 伝送携 帯電話 番号	回200DEF G H J K L M N (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F G H I は総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。)	〔同左〕	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信 番号の構成が回200DEF G H J K L M Nであるも のに限る。以下「0200番号」という。）を使用す る者にあっては、次のとおりとする。 〔1〕 略 〔2〕 データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わな いこと。
データ 伝送携 帯電話 番号	回200CDEF G H J K (ただし、英字 は十進数字（C は0及び4を除 く。）とし、C D Eは総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定めるもの とする。) (令 和3年12月末日 までに総務大臣 が指定したもの に限る。)	〔略〕	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信 番号の構成が回200CDE F G H J Kであるも のに限る。以下「0200番号」という。）を使用す る者にあっては、次のとおりとする。 〔1〕 略 〔2〕 データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わな いこと。 〔3〕 略 〔第2 略〕
音声伝 送携帯 電話番 号	回60CDCDEF G H J K、回7 0 C D E F G H I K、回80C D E F G H J K 及び回90C D E F G H J K	〔略〕	〔第1・第2 略〕 〔第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあっては、次のとおりとする。 〔1〕 略 〔2〕 次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 〔(1)・(2) 略〕 〔3〕 略〕
音声伝 送携帯 電話番 号	回70CDCDEF G H J K、回8 0 C D E F G H I J K及び回90 C D E F G H J K (ただし、英字	〔同左〕	〔第1・第2 同左〕 〔第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあっては、次のとおりとする。 〔1〕 同左 〔2〕 次に掲げる要件のいずれも満たすこと。 〔(1)・(2) 同左〕 〔3 同左〕

		(ただし、英字は十進数字(Cは0を除く。)とし、CDE又はCDEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)
4	<u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこと。</u> ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。	
	<u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(E-NUM方式に限る。)により、網間信号接続を行うこと。</u>	
	<u>(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>	
	〔5 略〕	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
	〔5 同左〕	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 〔1 同左〕 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔新設〕
	〔5 同左〕	自ら指定を受けて特定IP電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
	〔5 同左〕	自ら指定を受けて特定IP電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 〔1 同左〕 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔新設〕

FMC 電話番 号	回 6 0 0 D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字とし 、D E Fは総務 大臣の指定によ り電気通信事業 者ごとに定める ものとする。)	〔略〕	〔3～5 略〕
			自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいすれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>

FMC 電話番 号	回 6 0 0 D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字とし 、D E Fは総務 大臣の指定によ り電気通信事業 者ごとに定める ものとする。)	〔同左〕	〔3～5 同左〕
			自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 〔1 同左〕 2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔新設〕

〔注1～4 略〕

第4 事業者設備等識別番号（プレフィックスを除く。）に関する事項

電気通信番号 の種別	電気通信番号 により識別す る電気通 信設備又 は提供す べき電气 通信役務 の種類若	電気通信番号の 使用に関する条件
---------------	--	---------------------

〔同左〕

〔注1～4 同左〕

第4 事業者設備等識別番号（プレフィックスを除く。）に関する事項

電気通信番号 の種別	電気通信番号 により識別す る電气通 信設備又 は提供す べき電气 通信役務 の種類若	電气通信番号の 使用に関する条件
---------------	--	---------------------

	しくは内 容	事業者 設備識 別番号 (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進數字 (Xは0、2及 び9を除く。) とする(Xが1 であるときは、 XYを1とす る。))	〔略〕	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号 の構成が00XY又は002YZであるものに限る。 以下この欄において同じ。)を使用する者にあって は、次のとおりとする。 1 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続</u> に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこ と。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
	しくは内 容	事業者 設備識 別番号 (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進數字 (Xは0、2及 び9を除く。) とする(Xが1 であるときは、 XYを1とす る。))	〔2・3 略〕	自ら指定を受けた事業者設備識別番号(電気通信番号 の構成が0091XYであるものに限る。以下この欄 において同じ。)を使用する者にあっては、次のとお りとする。 1 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続</u> に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこ と。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
	〔同左〕	〔同左〕	〔2・3 同左〕	自ら指定を受けた事業者設備識別番号(電気通信番号 の構成が0091XYであるものに限る。以下この欄 において同じ。)を使用する者にあっては、次のとお りとする。 1 <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u> の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接 続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合 を除く。 〔新設〕
	付加的 役務識 別番号 (ただし、総務 大臣の指定によ り定めるものと する。)	1から始まる3 桁以上の十進數 字	〔2・3 略〕	自ら指定を受けた付加的役務識別番号を使用する者に あっては、次のとおりとする。 〔1 略〕 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続</u> に關し、次に掲げる要件をいすれも満たすこ と。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔1 インターネットプロトコルを使用して直接接続 する方法により、網間信号接続を行うこと。――
	付加的 役務識 別番号 (ただし、総務 大臣の指定によ り定めるものと する。)	1から始まる3 桁以上の十進數 字	〔2・3 同左〕	自ら指定を受けた付加的役務識別番号を使用する者に あっては、次のとおりとする。 〔1 同左〕 2 <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u> の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接 続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合 を除く。 〔新設〕

	(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行う 〔記〕	
〔略〕		〔同左〕
〔注 略〕		〔注 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年二月一日から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定のうち

電気通信番号の構成の欄に係る部分及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 電気通信事業者は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、電気通信事業法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

3 電気通信事業者は、この告示の施行の際に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

4 総務大臣は、前二項の申請があつた場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。